

警 察 署 協 議 会 会 議 録

糸島警察署協議会

開催年月日時	令和4年11月21日 午後 4時30分 から 令和4年11月21日 午後 5時40分 まで		
開催場所	糸島警察署3階会議室		
出席者	警察署協議会	会長以下9名	
	警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長	
議 事 概 要			
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>最近では、新規コロナウイルス感染の第8波との報道がなされている状況で、まだまだ安心できる状況ではない。</p> <p>糸島警察署管内では、ニセ電話詐欺の被害が発生したとの報道がなされており、同種詐欺被害も増加傾向にあると危惧しているところである。</p> <p>委員の皆様からも、日頃感じるところや警察活動に対する意見要望を賜りたい。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本協議会は、警察署の業務運営を行う上で欠かせない重要なものであることから、新型コロナウイルス感染対策として、協議テーマを喫緊課題である1つに絞り、短時間での開催とさせていただく。 ○ 福岡県内の飲酒運転による人身交通事故の発生件数は、令和3年中94件と統計が残る昭和40年以降最小となり、本年は10月末現在で71件、前年同期比-5件とさらに減少の傾向を示しているところである。 ○ 当署管内においては、本年中の飲酒運転による人身交通事故の発生件数は昨日まで2件と昨年同期比±0件であるが、飲酒運転の検挙件数は、本年10月末現在で26件と昨年同期を11件も上回っている深刻な状況にある。 ○ 本日は、当署の飲酒運転撲滅対策に関する報告、今年巡査部長昇任試験に合格した当署署員の意見発表をさせていただくので、忌憚のない意見・要望をいただければ幸いとする。 ○ 本年も、あと1か月余りとなる所、年末年始においても、いささかの間隙を生じさせないよう、各種事件・事故の抑止及び取締り活動を展開していく所存である。 ○ 今後とも当署の「更なる安全安心いとしまの実現」に向けた各種警察活動に対する、本協議会の皆様方のお力添えをお願いするとともに、新型コロナウイルスの第8波が懸念される所であるが、委員の皆様方の今後益々の御健勝と御活躍を祈念して挨拶とさせていただきます。 			

議 事 概 要

【報告事項等】

- 1 飲酒運転撲滅対策について（交通課長）
 - (1) 県内及び糸島警察署管内の飲酒運転情勢について
 - (2) 飲酒運転の危険性について
 - (3) 安全運転業務管理者の業務拡充について
 - (4) 福岡県飲酒運転撲滅条例の概要について
 - (5) 糸島警察署の飲酒運転撲滅対策について
- 2 飲酒運転通報訓練マニュアル動画の視聴
- 3 飲酒ゴーグル、飲酒運転VRの体験
- 4 糸島警察署員の意見発表
 - (1) 経歴
 - (2) 地域警察官の仕事
 - (3) 印象的な取扱い事案
 - (4) 巡査部長としての目標

【質疑応答】

- 委員から「個々の指導も重要であるが、職場単位で飲酒運転に対する認識を深めて、その罪の奥深さ、犯した時の社会的制裁の奥深さというものを警察から指導されてはいかがだろうか。」旨の意見があり、交通課長が「実際に企業等から講話や交通安全教室の依頼を受けて出向くことや、集客が見込まれるイベント等における広報啓発活動を行っているところである。」旨回答し、さらに署長が「安全運転管理者が設定されている事業所に対しては、定期的に集まっていたき、講話や交通安全に関する指導を行い、それを持ち帰って各々の事業所で指導してもらうという形をとっているところである。」旨回答した。
- 委員から「私は職場において部下に対し、仕事のミスはカバーできるが、飲酒運転に関してはカバーできないという話をしており、何度も言うことによって職員の意識付けにもなっている。」旨の意見があり、署長が「部下に徹底させるために繰り返し指導をしていくことや、飲酒運転検挙の報道があった機会を捉えて指導することでその効果を上げていただきたい。」旨発言した。
- 委員から「職場においてアルコールチェッカーを導入し、前日飲みすぎたと思う職員は必ずチェックし、自身に飲酒運転の認識がなく運転することを防止するための取組を行っているところである。」旨の意見がなされた。

【閉会】

以上で、令和4年度第3回糸島警察署協議会を閉会する。